

# 放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令について

## 1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成23年総務省令第84号）においては、放送法に規定する各申請等について様式を定めており、当該様式では、押印欄等を設けているところであるが、検討の結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないことから、押印等を廃止するための所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

同規則及び同省令に規定する様式から「記名押印又は署名」の記載を一律削除する。

## 3 施行日

令和2年12月1日から施行するものとする。